

答 申

令和4年5月9日
逗子市いじめ問題調査委員会

目次

■はじめに	2
I 会議の開催経過	
（1）逗子市教育委員会から逗子市いじめ問題調査委員会への諮問事項	4
（2）逗子市いじめ問題調査委員会の開催経過	4
II 提言	
（1）逗子市立小学校の対応に関する意見	5
○問題点	
○改善点	
（2）逗子市教育委員会の対応に関する意見	15
○問題点	
○改善点	
（3）保護者の要望への応答的検証（再掲検証含む）	19
III 各委員からの意見	23
■おわりに	28
■逗子市いじめ問題調査委員会委員	29

■はじめに

逗子市いじめ問題調査委員会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、逗子市教育委員会（以下「市教委」という。）が行った「逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査報告〈2021年(令和3年)11月〉」（以下「報告書」という。）〔別添資料①〕についての意見を求められ、その結果を答申するために、令和3年12月13日に市教委の附属機関として設置された委員会である。本会の委員は、法律、医療、心理、福祉の学識経験者4名により構成され、市教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場から広く協議してきた。

本答申の作成に当たり、まず、本会を代表して、委員長の立場で、答申の調査（方針）について説明をしておく。

本会としては、今回の逗子市におけるいじめ対応に関し、関係児童・保護者・教員等から意見聴取及び調査を行い、これまで市教委がまとめた報告書について、委員それぞれの専門分野の見地から独立・第三者の立ち位置で、被害児童及び被害児童保護者からの要望書等を踏まえ、被害児童及び被害児童保護者の目線を大切に、調査検討（批判的検証含む。）を行ってきた。

対面での会議に加えて、それぞれの委員が、報告書に対し疑義がある事項等について、電話やメール、場合によっては対面で、随時市教委に調査をかけ、資料提出及び説明を求めた。

そのほかにも、当該事案に関し、これまで保護者がどのような思いを有していたのか、陳述書面を提出してもらうとともに、調査委員会の席で、直接対面で意見陳述の機会を設けた。不信を感じた学校側の言動を向うとともに、現在の「被害児童」の様子や関与児童との今後のかかわりの希望等についてまで意見を聞くことができた。

さらに、本会としては、本答申に意見を付すにあたり、被害児童保護者の要望に可能な限り応えるべく、当該事案に関して、あるべき具体的な対応を現場の教員にも示せるような答申となるよう、現場のベテラン教員であればどのように対応すべきであったのか、（本件に関与していない）経験豊富な教員にも協力を仰ぎ、当該報告書をもとに意見交換を行った（氏名等は非開示とする。）。

こうした、当事者及び第三者の協力を仰ぎつつ、委員同士での議論を踏まえて、意見を付している。

なお、意見付与に当たっては、本会としての討議・議論を十分行ったうえで、総意としての意見付与をまとめているが、そのうえで、さらにそれぞれの専門的立場からの各委員の個々の課題指摘等の意見の詳細については、そのまま後述掲載もしている。同じ事象でもそれぞれの学問・専門的見地、立ち位置が異なれば付すべき意見も異なり、そ

うした見方も提示することが、今後学校・市教委が多様な子どもたちや保護者らと向き合い、寄り添っていくために、その対応の仕方に厚みを増すこととなり、より多様な子どもたちの安全安心を確保することにつながると考えるからである。

また、保護者は、次の5つの事項の欠缺を指摘し、答申への盛り込みを求めている。本会としては、保護者の思いに応えるべく、論点指摘に応答的検討も行っている。保護者の求めに沿った調査・意見付与を行ったことを理解してもらえと思う。

保護者要望① いじめ重大事態にいたってしまった背景や今後の課題

保護者要望② 重大事態を発生させてしまった具体的な不適切対応(校長・担任・教諭)

保護者要望③ 今後いじめを重大事態化させないための未然防止策の具体化

保護者要望④ アンケート調査の詳細な内容

保護者要望⑤ 教育委員会の時系列での動き

上記、保護者要望①及び③については、保護者の要望書及び保護者の意見陳述等からの収集分析を行い、本答申に提示している。

次に、保護者要望②については、本事案に関与していない経験豊富な教員等の協力を仰ぎ、時系列に沿って対応の在り方について質疑や意見交換、更に委員で議論を行い、本答申に提示している。

そして、保護者要望④については、本会から事務局に指示を出し、アンケート(回答)を本会に提出してもらい、本会が内容の確認を行ったうえで審議を行った。

最後に、保護者要望⑤については、再度学校及び市教委が作成した時系列を本会において、時系列をその裏付けとなる説明や書面で確認を行いつつ、辿り、本会においても再度時系列を確認したうえで、審議を行った。

いじめはあってはならないものである。

今回、令和2年度中に逗子市立小学校で発生したいじめ重大事態に対する学校と市教委の対応について以下、提言を行うが、本会においては、法律が想定するいじめ問題調査委員会の所掌よりも、被害児童の気持ちに思いを馳せ、相当程度踏み込んだ答申を行ったものと考えている。

再発防止の観点から、今回の事案を決して忘れることなく、いじめの根絶を目指し、今後も、学校、家庭、地域、市教委、各関係機関・団体が連携しながら、全ての児童・生徒が安心して充実した学校生活を送れることを期待している。

I 会議の開催経過

(1) 逗子市教育委員会から逗子市いじめ問題調査委員会への諮問事項

令和3年12月13日付で、次の件について諮問された。

逗子市立小学校で発生したいじめに関する報告書に係る意見について（諮問）

このことについて、逗子市いじめ問題調査委員会条例第2条第2号の規定により、次の事項についてご審議いただきたく諮問いたします。

〔審議事項〕

「逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査報告」で報告されている当該小学校並びに逗子市教育委員会の対応についての意見

(2) 逗子市いじめ問題調査委員会の開催経過

本会は、市教委からの諮問を受け、令和3年12月より開催された第1回委員会から第3回委員会まで、計3回の委員会で協議を重ねてきた。

委員会の開催日及び協議内容は、次のとおりである。

○第1回逗子市いじめ問題調査委員会

開催日時 令和3年12月13日（月）15時30分～18時30分

開催場所 逗子市役所4階 議会会議室

協議内容 諮問事項に関する審議等

○書面会議及びメール等による意見交換

開催日時 令和3年12月14日（火）から令和4年1月30日（日）の間 随時

協議内容 報告書及び資料に関する質疑及び意見等

○第2回逗子市いじめ問題調査委員会

開催日時 令和4年1月31日（月）15時30分から18時15分

開催場所 逗子市役所5階 第4会議室

協議内容 諮問事項に関する審議等

○書面会議及びメール等による意見交換

開催日時 令和4年2月1日（火）から令和4年3月13日（日）の間 随時

協議内容 報告書及び資料に関する質疑及び意見等

○第3回逗子市いじめ問題調査委員会

開催日時 令和4年3月14日(月) 14時～19時40分

開催場所 逗子市役所5階 第3会議室

協議内容 被害児童保護者の意見陳述
ベテラン教員に対する聴聞
諮問事項に関する審議等

○書面会議及びメール等による意見交換

開催日時 令和4年3月15日(火)から令和4年4月21日(木)の間 随時

協議内容 答申に関する意見交換等

○本会委員長による市教委へのヒアリング(オンライン会議)

開催日時 令和4年5月2日(月) 16時～17時30分

内 容 本事案の現在までに至る事実関係等について再度確認

II 提言

令和3年12月13日付で諮問された件に関し、当該のいじめ事案を検証しつつ、協議を重ねた結果を次の通り提言する。

(1) 逗子市立小学校の対応に関する意見

本件に関する当該学校の対応については、いじめ事案の対応としては十分とは言えず、いじめを受けた児童を含め、関係している児童に適切な対応や指導が行われていたとは言い難い場面が多い。

以下、具体的な問題点及び改善点を14点にわたって示す。

1. (転入手続きの際の情報の引き継ぎについて)

○問題点

被害児童保護者が転入手続きのために学校を訪れた際、児童の前籍校における個別支援(通級教室)について、当時の校長に伝えたとされている。しかしながら、当時の校長にその記憶がなく、令和2年4月に赴任した現校長に、その転入者に関する情報が引継がれておらず、被害児童自身の特性を保護者と丁寧に共有することができなかった。

また、学級担任や関係する教員が被害児童の指導や支援の必要性について意識することや具体的な手立てを検討するまでに時間を要することになった。

○改善点

児童・生徒に関わる指導上必要と思われる事項の引き継ぎの仕方、とりわけ学年移行期間（新年度に向けて）における学年担当者間の引き継ぎについて再考すべきである。

確かに、年度末から年度始にかけては、教職員の異動もあり、引き継ぎ事項が多くなる。

しかし、新年度が始まる前に、前籍校からの情報を本校の担任等が理解して本児に向き合うことはできなかつたのであろうか。少なくとも、保護者は学校側（前校長）に配慮事項を伝達したと述べており、保護者との面談時に伝えられていたことは、誰がその情報の受け手であったとしても把握漏れがないように引き継がれねばならない。

本事案においては、保護者から配慮してほしい要支援の情報が共有できていれば、いじめを未然に防ぐことができている可能性は高い。

具体的には、必要な情報を記載できるフォーマットに基づき、保護者と面談を行った教員が記録を作成する。その記録を、教育相談コーディネーターに確実に引継ぐ。教育相談コーディネーターは当該学年の教員と情報を共有するとともに、支援会議等において全校で情報共有するように改善すべきである。面談といえないような口頭での簡単な会話の場合であっても同様である。

2.（児童指導における聞き取りについて）

○問題点

被害児童保護者から調査要望のあった、3つのいじめ事案の対応の際、いずれの事案の際も、学校が関係児童へ行った聞き取りが不十分であったと言わざるを得ない。いじめ、暴言・暴力に対して、その場限りで場当たりの指導が繰り返されていたと評価せざるを得ない。指導の過程や内容に関する記録も不十分であり、そのため市教委が調査を行う際にも事実確認に時間がかかり、また事実確認が困難となる要因となった。

○改善点

事実関係を明らかにするための関係児童への聞き取りの方策を改善する必要がある。

本事案においては、いずれも、教員の聞き取りは、児童らに真実を話すことを求め、圧迫的になっているように思える。また、当事者には、謝罪を求める聞き取りになっているように思われる。

児童らが見たり、感じたりしていることは、それぞれの立ち位置から見ていることであり、事実である。また、教員が行うことは裁判のような客観的事実の認定ではない。それぞれが見えている事実を尊重しつつ多角的に聞き、何が心配なのかも聞くこと、当事者らからの思いも含めて聞くことが大切である（なお、子どもの場合には時の概念は曖昧なものとなりがちであるとの心理学的な知見も踏まえ、時系列の齟齬について児童に追及することがないようにすることも大切である。）。

その場合に、教員側からの質問の仕方次第で、児童の回答は変わってくること、何度も児童から聞き取りを行うことの負担も考えた上で、事前にいじめ事案の聞き取りの仕方を学校全体、市教委全体で今後共有すること、実践的な聞き取りのための研修を継続的かつ繰り返し行うことを提言したい。

本事案においては、聞き取りが不十分なため事実関係が明らかになっていない状況下で指導を行っており、表面的な謝罪を求めて目の前の紛争を収めたいとの意識が見てとれる。そうではなく、児童の心的景色も踏まえた短期・中期・長期の対応を、学校として行う必要がある。そのためには、まずは、聞き取り段階においても、複数の教員で聞き取りを行い（例えば、関係児童から話を聞く教員、記録をとる教員等の役割分担）、確認すべき内容を確実に記録することが必要であるし、その後、聞き取った内容に齟齬が生じていないか、教員間ですり合わせることも、更にその記録に基づいて、複数の教員で協議を行うことが重要である。対応改善されたい。

3.（関係保護者への説明について）

○問題点

被害児童の保護者及び関与児童の保護者らに対して、学校で起きた出来事に関する事実及び指導過程と内容について、適切かつ十分な説明がなく、また、対応が遅れたことは否めない。その間、被害児童と関与児童らは同じ教室で時間を共有し続けているのであり、児童らに対しても明確な指導方針が十分示されておらず、保護者らも十分な状況説明がなされていない状態が続いたことが、次のいじめ事案を発生させる要因になったと考える。

○改善点

いじめ事案をはじめとする児童が関わる学校で起きた出来事については、速やかに関係の保護者に、第一報の連絡を入れるべきである。

学校側への不信が生じ、対立紛争に至るのは、事案の一報がないこと、その後の経過説明及び学校側の方針の説明がない場合である。確かに聞き取りに時間がかかることはあるとしても、まず、事案発生の日日に概要を伝え、その後、内容や進捗についても、その都度確実に報告し、保護者の心配事を聞きつつ、丁寧なコミュニケーションを重ねることが必要である。また、緊急・救急的な状況が一度過ぎたとしても、再発等を防ぐ観点から、定期的に、その後の児童の学校での様子を伝え、家庭での様子を伺うなどして、保護者との信頼関係を築くことが重要である。

本事案においては、その点の家庭への伝達が欠如していたと言わざるを得ない。

4.（関与児童保護者の教育・養育方針）

○問題点

事案①の謝罪の会での「学校が解決できないからこのようなことになったのではない

か？」という関与児童保護者の発言や、事案③の後の学校からの聞き取りで「転校するまでの状況になっているとは思っていなかった。その時に学校が仲介してくれればよかった。」という関与児童保護者のコメントなどから、関与児童保護者は学校の対応に納得しているわけではない様子が伺える。この場面についての市教委の回答では、「関与児童保護者は、関与児童に対して家庭での指導を行ったため、関与児童も被害児童に対して謝罪する気持ちになったと思われる」とあるが、学校の対応及び市教委の評価に疑問が残る。

学校としては、関与児童だけでなく関与児童の家庭環境や保護者の養育方針などを含め関わりが不十分だった。

○改善点

関与児童への指導や寄り添いについては、家庭との協働が必要不可欠である。

学校で起きたことは学校での責任との方針を伝えつつ、事案の詳細や学校での指導内容を伝え、家庭での様子の確認等、保護者と十分に連携を図ることが重要である。関与児童保護者が学校の対応について理解してもらえるよう、保護者の意見を伺いながら、学校と保護者双方が納得できる指導方法や対応策を検討する。こうした丁寧な関わりを繰り返し積み上げていくことが必要であり、本事案では、関与児童保護者にも寄り添った対応が必要であった。

5. (事案①：褒めてあげてください)

○問題点

令和2年8月28日、担任教諭から被害児童宅への電話で「お子さんは、悪口を言われても相手にしないで頑張っている」「いじめに耐えている。褒めてあげてください」について。

頑張っている児童を称賛する発言であるが、被害児童は頑張らなくていいことを頑張らされているので、称賛だけではいじめそのものへの消極的容認と捉えられかねない。いじめ問題に対する学校としての方針や、それにも関わらず実際事案が発生してしまったことの原因・問題点・今後の具体的対策を説明したうえで発言するべきと思われる。

○改善点

この発言は、十分考えられて発せられた言葉とは思えない。意図が不明な発言であり、このような発言は、被害児童及び保護者に不適切である。

確かに、学校での指導内容の報告及び児童の学校での様子を保護者に伝達することは必要なことである。そして、その際に、教員が自己の主観的評価を伝達すること自体は必ずしも責められるべき事柄ではない。例えば、「〇〇さんは、運動会で転んでも最後まで走り抜きました。学校では私が褒めました。家でも褒めてあげてください」、「授業のグループ活動で、わからない子に丁寧に説明してあげていました。家でも褒めてあ

ばてください。」、このような主観的評価の伝達は、当該児童及び保護者との間でプラスにさえなる伝達行為である。しかし、本事案はこうした事例とは明らかに異なる。いじめがある事案で、こうした発言を被害児童及び保護者に伝達してしまうことは、学校が自ら果たすべき責務を認識していないと評価せざるを得ない。象徴的な一言である。こうした場合にどのような言葉を児童及び保護者に発すべきなのか。学校全体で早急な実践研修が求められる。本会としては、学校が、①本児が安全安心に登校できる環境を作りますということ、②そのための具体的な教員側のチーム作りを行うこと、③連携・補完体制を強化すること等の改善点を伝達する必要があったと考える。

6. (事案③の被害児童保護者への報告の遅れ)

○問題点

事案③が起こった当日に、被害児童保護者に概要の一報を入れていない。保護者側からすれば、学校を信頼しようと考えていた矢先に、再度大きないじめ事件が起きているのであり、この段階で被害児童保護者に概要を報告し、被害児童の心のケアを依頼するか、担任自ら家庭訪問を行うなど、被害児童の様子の確認がなされなかったことは問題である。担任の目の前で起こった事案だっただけに、直接事案を見ていたのであるから概要の一報は出来たはずである。

○改善点

いじめ事案に限らず、学校の管理下で起こった児童間のトラブルや児童指導に係る事案に関しては、事案が起こった当日に第一報は入れるべきである。関係している児童等に対する聞き取りの途中であったとしても、丁寧な対応の初動を心掛けるべきである。

保護者側からすれば、本児を大切に思ってみてくれていないとしか理解できない不作為であり、学校側との信頼関係が完全に崩壊する出来事といえる。

そもそも、いじめ事案が①②と続いた段階で、仮に今後三回目の事案が起きた時には、直ちに教員間での情報共有とその日のうちの迅速な保護者説明・対応が不可欠であることは、学校の危機管理対応上、校内全体で方針を共有すべきであった。

確かに、何をどこまで第一報として保護者に伝達するのかについては、事案により異なるのは当然である。しかし、本事件を経験した逗子市としては、今後事案の一定の類型化を図り、早急な方針及び事案対応マニュアルの策定が必要であると考えられる。

7. (事案③：関与児童保護者に対する③事案の伝達)

○問題点

関与児童保護者に事案③の報告をする際の電話のかけ手が関与児童保護者で受け手が学校側だった点について。

関与児童保護者は、我が子が被害者となっている別件で架電したのであるが、その電話で、いじめ関与行為を告げられている。この電話伝達により、関与児童保護者を「そ

の話がされるために電話したのではない」と感情的にさせてしまった。こうした保護者の意図を汲まない電話伝達には問題がある。

○改善点

事案③が起こった当日に、被害児童保護者のみならず関与児童保護者にも第一報を入れておくことは不可欠であった。

そして、この事案③は、被害児童と関与児童との関係においては、初めて生じた対立ではなく、それぞれの保護者とも、学校側がいじめに十分な対応をしなかったから、度重なり起きた出来事であるとの認識がある。それにもかかわらず、この事件の報告が、当日なされなかったこと、さらに、当該保護者の相談に十分対応する前に、いじめの関与者としての伝達をすることが、関与児童保護者にどのような心的わだかまりを残し、関与児童を大切に思って対応してくれていないと考えさせてしまった要因と思われる。

なお、いじめ事案においては、被害児童及び被害児童保護者の怒りの矛先は、いわゆる加害児童及び加害児童保護者に向けられる。そうした当事者同士の対立を先鋭化させないためにも、被害児童保護者や関与児童保護者らに対して、事案をどのような形で、またどのようなタイミングで伝えるのかは非常に重要なことである。

いじめ事案について、一面的でなく広く関係児童及び関与する児童保護者への伝達、フォローの仕方について、学校全体で再度対応ルールを定めておくべきである。

8. (事案③後不登校中の被害児童への再登校の誘い)

○問題点

令和2年11月21日に被害児童宅で本人家族と校長が面談をした内容で、校長はすでに不登校となっている被害児童に対して再登校を誘っている。しかし、この再登校の誘いの前提としての、安全で安心な精神的、物理的環境改善を具体的どのように図ったのか、その点が明確にされないまま、学校に来ることを勧めており、非常に無責任な対応と評価せざるを得ない。

○改善点

いじめ事案において、被害児童が不登校になっている場合には、まず何よりも、学校が被害児童の安全安心を整える環境作りをすることが必要である。

この場合には、校長のリーダーシップの下、学校で本児と関わる様々な職種・担当とともに支援チーム会議を行う。子どもたちの人間関係の見立てや関わりを時間割等を考えて想定すること、担任だけでなく、養護教諭や心理の専門であるスクールカウンセラーの意見等も参考にし、心的、物理的支援の具体案を、短期、中期、長期で立てることが必要となる。

保護者や関係機関との対応という点では、情報収集や情報伝達の時期的な齟齬が生じないよう窓口を一つにするとともに、司令塔は一つにしつつも、複数教員がチームにな

って行うことが重要である。

9. (事案①謝罪の会)

○問題点

関与児童は家庭内での指導で反省に至ったのか疑問である。謝罪の会は、無理やり行うものではなく、一般的には関与児童が自ら謝りたいと申し出てきた時以外は開くべきではないとされている。謝罪の会は、形式的で、教員側の自己満足的なものに終わった可能性が否定できない。時期を十分考えて行われていたようには思えない。

○改善点

確かに、被害児童の心の面を考えれば、関与児童からの謝罪は不可欠であろう。

しかし、学校教育で必要なのは、「被害児童」と「加害児童」という二極対立的な捉え方ではないはずである。教育は裁判とは異なるのであり、いわゆる加害児童に罪となるべき事実を認識させ、二度と行わないように誓わせ、被害児童に謝罪させるべきことではないはずである。

本件事案において、学校関係者の言動を繋いでいくと、いじめ事案の解決には、関与児童に、①「何がいけないことだったのか」、「被害児童がどんな気持ちだったのか」「今後はどのようにすべきなのか」等、自分が行ったことに非があることを理解させ、心底反省し、二度と同じことを繰り返さない気持ちにさせることを指導することが大切であること、②関与児童の保護者にもその協力を仰ぐことが必要であるとの考え方が示され、③粘り強く関与児童の指導を行っていくとの見解が示される。

しかし、それは教員側（大人側）の表面的な安心のための理屈となりがちであることを留意しなくてはならない。本件事案において、関与児童の悩みや困りごとや苦しさや辛さについては、誰が十分寄り添って聞くことを行ってきたのであろうか。それをした記録はない。当該関与児童から見えている景色を教員側がその同じ目線で見て、聞いて、対応する姿勢を持っていたら、自分の気持ちを理解してくれたと感じた関与児童の被害児童に向ける目線や行動が変わったとは考えられないであろうか。

本会の委員は、専門は異なるが、全員がそれぞれ、多くの子どもたちと接し、またその保護者と対話をする経験を積み上げてきている。

私達は、学校における子どもたちの対立や争いの多数の事案を詳細に辿ってみると、子どもがおかれた環境は多種多様であり、それは決してその児童のみの責任を強調して、指導して解決できるものではないと考えている。子どもや保護者一人ひとりの環境（物理的・心的の双方を含む。）に思いを馳せつつ、その理解・共感がない指導、まして喧嘩両成敗的な指導や握手の強制は、子どもたちに大人への不信しか生まないと危惧する。本事案の過程にはそのような指導の数々があったと考えている。

いじめや暴力は絶対に許せない。いじめを許さないとのメッセージと対応は、学校においては、教員に求められる。被害児童を学校内で安全安心に守る責務があるのである。

しかし、そのいじめや暴力が起きた原因を辿り、分析し、協議を行い、個々の子どもたちにどう向き合い、どのような言葉をかけていくのかは、一律ではない。教員のチーム力が測られている。

謝罪は、いじめ問題のリセットにならないこと、謝罪のさせ方によってはかえって問題を潜らせてしまうことを教員は十分理解しつつ、効果的な児童への働きかけのチーム会議を重ねていく必要がある。

10. (事案②後の関与児童らへの指導内容)

○問題点

事案②後の関与児童らを指導する際、「(被害児童の様子によっては) 君たちには教室から出てもらわなければならない」「警察が来るようなこともある」「もしかしたら出席停止」などという表現を用いて指導してきたことは教育のプロとしては不適切な言動である。

○改善点

上記9でまとめたとおりである。

確かに、児童を指導する際、事案の重大さを強調したいがために印象に残る言葉を選択することはあろう。

しかし、本事案において、教員側が行ったことは教育的発言とは言えないし、その効果はマイナスでしかない。力でねじ伏せる行為であり、脅しであり、脅迫行為であり、猛省すべきことである。教員側がこのことを認識しているか、再度の確認が必要である。今後児童を指導する際にこうした言葉は使用すべきでないことを、速やかに全校で確認するとともに、ではどういう言葉を使えばよかったのか、校内研修を早急にされたい。児童はこうした教員の言動及びパワーによる物事の解決手法を学んでいくことになり、非常に危険である。

11. (関与児童保護者とのコンタクトの少なさ)

○問題点

事案①から事案③までの学校側の対応として、被害児童保護者とコンタクトがあったのが9回であったが、関与児童保護者に対しては4回と少ない。関与児童保護者への対面でのコンタクトは謝罪の会1回だけである。

関与児童保護者へのコンタクトは誰しも気後れするものであるが、学校の対応としてはむしろ関与児童保護者への接触を頻繁にし、同じ方向を向いて一緒に考える姿勢が必要であった。

○改善点

確かに、事案の経過説明、児童への学校の指導方針、指導内容等を学校と保護者の間

で、相互に理解し、確認し合うには時間を要する。

しかし、学校で問題行動が発現した場合に、学級の他の児童とともに、当該児童の安全と安心のためにも、関与児童保護者との連携を密にし、連絡・報告・相談に努め、協力関係と信頼関係を構築していくことが大切である。電話・来校・家庭訪問などの接触を頻繁にし、関与児童保護者と十分なコミュニケーションを取り合う関係を築いていくべきである。保護者の悩み等に寄り添えるか、その悩みに関して関係機関の協力等のチーム作りのハブに学校がなっていけるのであれば、児童にとって好ましい環境となっていくものとする。

12. (被害児童保護者からの要望に対する対応)

○問題点

「保護者会の開催予定を明記してください。」(令和3年2月1日)、「校長の手紙に私どもの手紙を添え、各保護者へ配付してください」(令和3年2月4日)との被害児童保護者からの要望に対し、令和3年2月5日にプリントを配付している。なお、保護者会(■年■組臨時懇談会)は、建設的な意見交換の場とはならず、学校側の対応の不十分さに保護者の不満が集中した。

被害児童保護者の要望に対して、学校の方針が見えず、どのような組織決定の下での対応なのか、市教委はこうした情報をどのように把握していたのか、あるいは積極的な関わりがなされていなかったのか、疑問である。

○改善点

被害児童保護者の要望を学校はどのように把握しているのか。また学校の方針をどのように保護者に伝えようとしているのか。そもそも学校に当該事案に対する対応方針が明確にあったのか、いずれも疑問である。

被害児童保護者が何に不信をもち、何を要望しているのか、学校が丁寧に対応することが求められていた。その点の把握が十分でないために、対応及び対策が異なった方向に向かってしまったのではないかと見られる。本事案においては、そうした傾向が見てとれる。

被害児童保護者の要望を丁寧に聞くことが何よりも大切である。この点に関しては、行政としては、一被害児童保護者の要望に応えすぎることで関係者との問題解決が難しくなってしまうことを心配する意見がでることがある。

しかし、いじめ事案において、何よりも当該被害児童の気持ちを十分に聞いて、その被害児童を一番近くで支えている保護者の意見を丁寧に聞き取り、何がすぐできて、何は時間がかかるのかなど、対応・対策の過程を話し合うことが大切なのである。学校の方針を示し、それに対して被害児童及び保護者の意見を聞き、その方針を修正する等の繰り返しのキャッチボールと継続的対応が基本である。

本事案においては、場当たりに保護者の要望のとおり動くことや、全く保護者の要望に応えない等のちぐはぐな対応が見てとれるのは、こうした会話のキャッチボール

がなされていないことを原因とする。保護者との会話のキャッチボールを積み重ねていくためには、当該学級担任のみならず、学校全体で保護者との信頼関係を構築していく姿勢が求められる。

13. (学級崩壊同然の状態)

○問題点

学級懇談会の質疑応答内容を読むと、学級の中で様々な問題事案が生じており、本事案は学級崩壊状態の中の一事案と認識され得る。学級崩壊同然の状態になってしまったことは、学級担任のみに帰責する問題ではなく、学校全体としてのフォローが足りなかったと言わざるを得ない。そして、学校側は、この状態に対して対策を打てずに放置しているように見える。また、学級全体及び当該学校のこうした状況に対して、市教委も積極的に改善に乗り出していないように思われる。

○改善点

確かに、本事案においては、「学級崩壊」と言われるような状態に陥っている時期があったと指摘されている。コロナ禍で学級作りは難航していたようである。

しかしながら、本事案は、小学校の学級担任の経験が浅い教員が担当する学級であったのであるから、早い段階で、校長のリーダーシップの下、学校全体での立て直しや支援が必要であったと考える。学級全体に落ち着きがない状態は、いじめや暴力行為を発生させる土壌になりかねない。状態が悪化する前に、学級の状況を教頭等は、キャッチしていたはずであるし、対策は早急に行うべきであった。こうした場合に、臨時でも早急な教員加配の手立てを市教委に求めるべきであったと考える（この点、加配を求めることがなぜなされなかったのかはヒアリングを行っても明確にならなかった。）。

その上で、こうした状況については、学校側の対策とともに、保護者にも現状報告として、学級懇談会を開催して伝達することも必要であったと考える。なお、こうした場合に、保護者に学級の見守りのための来校等協力を仰ぐことが必要であるとの提言もなされるところであるが、本会としては、保護者の協力を仰ぐのではなく、学校側・市教委側が責任もって人を配置して、かかる状況を早急に改善することが公的教育機関としてあるべき姿であると考えている。

14. (経験の浅い担任教諭への支援)

○問題点

学級全体が落ち着かない様子から学級担任は悩みながら学級経営をされていたと推測されるが、学級担任に対する学年や学校全体の支援が具体的にどのようなになっていたのか見えにくい。

コロナ禍の影響で学校生活に様々な制限があったことを考慮しても休校明けの学校再開、部分登校や一斉登校、夏休み明けの学校再開から、児童たちの様子が全体的に落

ち着きのない様子で、学校生活の学級全体の目標や児童一人ひとりの目標が見えにくく、学校生活に関するアンケートの答えから児童たち一人ひとりが前向きな気持ちで学校生活を送りたくても、それが叶いにくかったようである。

コロナ禍の感染予防や公衆衛生に関しての指導もなされていたようであるが、被害児童や関係する児童たちの言動に改善が見られていない。

被害児童や関係する児童たちの様子について各々の保護者と共有されている内容は各々の問題行動や指導ばかりだが、改善や成長した様子を共有できる機会を作れなかった。

○改善点

上記 13 において指摘及び提言を行ったことが、この問題点でも当てはまる。

保護者面談や電話連絡など、支援会議等で方針を決める中で、担任が本事案に関係する児童や児童の保護者らにどのような言葉で、何を伝えるかについては、個々の担任に任せきるのではなく、助言や援助が必要であった。そして、そうした助言や援助は、子どもや保護者対応においては、臨機応変に求められる。個々の担任のみでの対応が難しい案件が現在進行形で起きているときなどに、どうやって学校全体の児童支援や指導体制を見直し、特に経験の浅い担任教諭への学校全体としての支援体制を継続的に行っていくのかについては、個々の教員の仕事量の増加が問題提起されている現在、今一度再考が必要である。

教員個々人の資質等により問題を矮小化することなく学校全体の危機管理として取り組むべき事柄であり、本事案において決定的に欠けていた視点であると考えます。

(2) 逗子市教育委員会の対応に関する意見

本件に関する市教委の対応（とりわけ調査）についても、学校の対応と同様、いじめ事案の調査としては十分とは言えず、いじめを受けた児童・保護者に寄り添った対応とは言い難い。

以下、具体的な問題点を 6 点にわたって示す。

1. (当時逗子市いじめ防止基本方針の不存在)

○問題点

本来であれば、市教委はいじめ防止基本方針に則って学校にいじめ防止のための施策を実施する。その主な内容として、いじめ早期発見のための定期的な調査、教職員が相談できる体制の整備、情報提供・校内研修などの教職員の資質能力向上に向けた取組など（基本方針 2(2)）が挙げられるが、本基本方針不在のなか、適切に施策が実施されて

いたのか被害児童保護者からも問題点が指摘されている。

○改善点

そもそも、こうした方針の制定がない以上、市の対応がなし得ないと考えること自体が市教委に法的知識が不足している表れである。ただし、こうしたいじめ防止基本方針の策定が遅れ、いわば拠って立つ方針・根拠がないことが、市教委が、いじめ対応をなすに当たって、非常にマイナスの影響を与えたのは事実である。

今後、市教委は、令和3年10月1日制定した「逗子市いじめ防止基本方針」の方針に則り、学校におけるいじめ防止のための施策の実施に積極的に努めるべきと考える。

2. (いじめ防止基本方針制定の遅れ)

○問題点

市教委が学校に対して明確ないじめ防止の施策を示せない状況を長期間生じさせてしまったのは、市がいじめ防止基本方針をなかなか制定せずに過ごしていたからであり、間接的に本事業悪化の要因になった可能性が否定できない。

○改善点

上記1の改善点と同じであり、今後、市教委は、令和3年10月1日制定した「逗子市いじめ防止基本方針」の方針に則り、学校におけるいじめ防止のための施策の実施に積極的に努めるべきと考える。

3. (市のいじめ防止基本方針不存在の中、学校のいじめ防止基本方針が存在)

○問題点

学校毎にいじめ防止基本方針が作成されていることは望ましいことと考えるが、実際いじめ問題が発生した場合、市教委との連携が必須になる。

市側の基本方針がないことが対応の遅れにつながった。市—市教委—学校が一体となっていじめ問題に取り組むためには早期の方針策定が必要であった。

○改善点

上記1の改善点と同じであり、今後、市教委は、令和3年10月1日制定した「逗子市いじめ防止基本方針」の方針に則り、学校におけるいじめ防止のための施策の実施に積極的に努めるべきと考える。

なお、いじめ防止基本方針が定められたとしても、その該当事案に当たるか否かにおいて議論が起き、対応が遅れることは想定される危機である。その場合に、何のための基本方針なのかとの趣旨に遡って考えれば、基準のあてはめに拘泥することなく、目の前の児童の安全安心のために射程を広く捉え、対応について、学校と市教委

が、迅速かつ早期からの情報交換と協働を図る必要があるだろう。

4. (被害児童の就学前調査)

○問題点

被害児童の就学措置区分について、前籍校での通級情報を収集し、就学支援委員会にかけるなどの検討がなされた形跡はない。また、仮に時期的に、就学支援委員会の定期会議に間に合わないのであれば、専門部会を招集するなどの工夫もできるはずであるが、そうした検討もなされていない。

また転入前に情報が不足していたとしても、記録によれば、転入後令和2年9月24日に学校と被害児童母との面談で、通級についての話題があがっている。転入後、この機会に通級を検討することができたのであるが、このときは本人が希望していなかったとして、「先延ばし」になっている。本人の意思をどのように、どの程度確認したのかという点も明確でない。また判断権は、市教委にあることからすれば、学校側は当該面談内容を市教委に報告、協議すべきではなかったか（本事案では、学校側の報告があったのかについて明確ではない。）。両者の連携の問題が顕出している。

○改善点

この点、就学相談・教育相談は保護者からの申し出等の第一歩がないと、基本的には、市教委から積極的に状況把握に動くことはできないとされる。そのため、まず学校は、転入後、特に児童の学校での様子を保護者に伝えるときにも、必要に応じてスクールカウンセラーのアセスメントを行い、スクールカウンセラーと繋げるなどの対応が必要となる。

そして、この前の時点、すなわち、本事案のように、転入時の面談の際に、前籍校で受けていた通級等の支援について、保護者から話が出た場合には、より一歩踏み込んで、教育相談を紹介し、併せて、保護者の了承を得ることを原則としつつも、前籍校でどのような支援が行われていたかの情報収集を行い、転入後の支援に活かすことが重要であった。

本件記録によれば、転入後令和2年9月24日に学校と被害児童母との面談で、通級についての話題が挙がっているのであるから、当初からスクールカウンセラーに繋がった支援はできたはずである。

また、通級等の支援については、本人の希望を、誰が、どのように聞くのか、保護者の意向との齟齬があった場合にはどうするのか等について、学校側と市教委側で、これまでの数々の対応の蓄積があるのであるから、類型化やマニュアル等を整備するとともに、担任に十分な情報共有がなされ、対応のアドバイスもできるはずである。

5. (学校緊急支援チーム等の派遣要請)

○問題点

本学級は学級崩壊同然の状態にあったという数々のエピソードが挙げられている。学校が対応困難な状態であったのであれば、市教委に相談及び教員補充等を依頼すべきであるし、市教委としての対応に困難が生じていたのであれば、神奈川県教育委員会に「学校緊急支援チーム」の派遣を要請できる。しかし、こうした要請も行われていない（市のいじめ防止基本方針がない中で、この要請すらできないと考えられていた節がある。）点が問題である。

○改善点

各学校と市教委との情報連携を密にし、市教委が各学校の学年・学級の状態を把握すべきである。そのうえで、「学校緊急支援チームの要請」や「学級運営改善のための非常勤講師の加配」など、必要な手段を講じるための動きを迅速にとるべきである。

本事案では、こうした対応がなされていないが、今後は、可能な限り、事前、未然防止の観点から、迅速な対応が求められる。

なお、個々の教員へのサポート、学校へのサポート、市教委への県教育委員会・文部科学省からのサポートなど、こういったサポート制度があるのか、どうしたら利用できるのかについて、市教委が学校（教員）に再度周知するとともに利用援助を行っていくことも必要であろう。

6.（対応の遅れと状況報告の欠如について）

○問題点

この点、被害児童保護者の要望については、市教委としては、その都度学校への調査を行い、関係者へのヒアリング等も行っていることが確認できた。しかし、当該市教委としての調査については、捜査とは異なり、学校側や児童の任意の協力のもとに行われていること、また児童に負担を与えないように慎重に調査を行おうと考えていたようであり、被害児童保護者は、内部のこうした調査状況が十分見えない中で、対応していないように感じており、対応状況の随時の報告が欠如していたと思われる。

○改善点

被害児童保護者からすれば、本事案に対する対応は、市教委に申し出を行った後も、改善の兆しが見えず、保護者が求めないと報告も上がってこない、すなわち何ら対応をしてきていないとの不信感のみが募っている状況が積み重ねられている。

この点、本会は、市教委が第三者的見地からヒアリング調査や現場検証等を行っている事実、調査においては客観性を重視していたこと、児童への聞き取りで児童を傷付けないようにとの恐れ及び過度の配慮を行っていたこと、こうした点を確認してきた。

しかし、こうした取組や考え方や過程を保護者に随時報告していなかったがために、保護者は、市教委の対応が見えず、不信を募らせていたようである。このことは、本会で、保護者から陳述を聞き、また提出された保護者の陳述書を読むと明らかである。

今後、市教委に求められることは、本事案のような学校重大事態案件に対応する場合に、フローチャートやガイドラインを作成、見直し、具体化すること、その際に、こうした流れを保護者に随時説明する過程を組み込むことである。具体的には、保護者に対し、事態の推移を現在進行形で、今この流れで、今後どのような流れになる等を随時お知らせし続けることが徹底されねばならない。

(3) 保護者の要望への応答的検証（再掲検証含む）

「はじめに」で述べたように、本会では、保護者の意向を最大限尊重すべく、事前に保護者から教育委員会に提出された要望書等（令和3年4月26日付逗子市長あて所見〔別添資料②〕、令和4年3月11日付いじめへの対応に対する問題点、改善点について〔別添資料③〕、及び第3回いじめ問題調査委員会（令和4年3月14日開催）における保護者陳述要旨〔別添資料④〕）への検討結果についても答申に盛り込み、学校と市教委に対して、提言を行うこととする。

保護者要望① いじめ重大事態にいたってしまった背景や今後の課題

本答申において、学校及び市教委の課題及び改善点において、学校の課題として14点、市教委の課題として6点を挙げている。

保護者要望② 重大事態を発生させてしまった具体的な不適切対応(校長・担任・教諭)

本答申の学校及び市教委の課題及び改善点と重なるが、保護者要望に応えるという意味で9点まとめておく。

1. 被害児童の心の内、関与児童の心の内、双方ともいずれも十分聞き出すことが行われたとはとても言えない。この状態で、関与児童に謝罪を迫っても表面的なものとならざるを得ないのは明らかであった。

そして、小学校の児童指導としてはありがちなことであるが、被害児童と関与児童の二人を合わせて握手させるような対応をよく目にする。今回の事案に関しても、担任が大人視点で解決を急いでいると言わざるを得ない場面がある。事案の終結を急ぐあまり、被害児童も関与児童も、どっちもどっちという納め方をしてしまっている。被害児童と関与児童が対面している中で、被害児童にも非があるような指導、言動もあった。

謝罪の場の設定は、非常に慎重かつ丁寧に行う必要がある。被害児童も関与児童もそれぞれ納得したうえで謝罪の場が設定されないと、それぞれの心に不満や不信がくすぶったままの状態に残り、今回の事案のように後になって対立・紛争が再発するこ

とになる。

2. 本会では、主に3つのいじめ事案の対応を検証したが、いずれも被害児童に寄り添い、被害児童の意向を最優先にできていたのかについては疑問を持たざるを得なかった。本事案においては、被害児童が関与児童に対して依然として恐怖心を持ち続けたのであるから、被害児童に寄り添った対応を徹底すべきであった。こうした事態に対しては、市教委側は、被害児童の恐怖心を払拭させるためには、関与児童への徹底した指導を前提とすると考えている節があるが、教育者のあるべき姿としては、関与児童に反省させ、関与児童に責任を転嫁することではなく、むしろ、教員・学校側が安全で安心な教室空間を提供できてない責任が問われるべきものはずである。学校教育は関与児童を排除するものではなく、謝罪し萎縮させるものでもない。関与児童も被害児童と同じ教室空間にいつつも、被害児童の安全で安心な学校生活環境を作ることを工夫することである。そのための環境作りがなされなかった点に問題があるのである（人員加配等を行っていない等）。
3. 被害児童が危険を回避する手立てを講じるためには、関与児童への関わり方が重要となる。そして、関与児童との関係性作りのためには、関与児童保護者との密な連絡や協力が不可欠である。その点で本事案においては、関与児童保護者との随時の連絡や丁寧な対話の機会が設けられていなかった。
4. 令和2年9月4日（事案①）の後、被害児童と関与児童の保護者同士が会っているが、事実関係についての具体的な説明や今後の方針等の話はなく、被害児童保護者は、「会っただけ」の印象を持ち、不満を募らせる結果となっている。そして、このことは、学校側が十分な本事案についての説明に関与児童及び関与児童保護者に行っていないことが原因であると学校側に不信感をいだいている。

いじめ事案に限らず、児童・生徒間のトラブルが生じた際の解決には、保護者の理解・協力が不可欠であり、そのためには、保護者への丁寧な報告や連絡が必要である（丁寧な報告や連絡の内容として、関与児童保護者に対して、事件をどのように説明したのかについて、被害児童保護者に報告することも当然含む。）今回の事案では、被害児童並びに被害児童保護者への報告・連絡及び保護者との随時のコミュニケーションが欠けていたこと。このことが、事案を悪化させ、被害児童の不登校・転校につながったと考えられる。
5. 学級担任制の小学校であるが、校内で行われることは学年間の協力を得ながらチームで対応することが原則である。不登校のきっかけとなった事案③が発生した際は、学年の他の教員の支援がなく、事後の対応も担任ひとりで抱えていたため、事案当日に被害児童保護者への第一報が行われず、被害児童保護者の不信感を決定的なものに

してしまった。

確かに、校内支援会議で事案の対応を検討し、方針や役割分担等を検討するには時間を要するのは理解できる。しかし、被害児童保護者と関与児童保護者への第一報は、危機管理の鉄則である。詳細は後ほどという連絡の仕方でもよいので、まずは、事件の第一報を保護者に報告すべきであった。

6. 本学級担任は、高等学校での教職の経験は4年間あるが、小学校の経験は浅く、逗子市で任用される前は、他市の小学校で単級の学級担任を1年4か月程度経験したのみであった。その点で、学年内での他の担任との協力・連携は初めてであった。被害児童の欠席時の連絡や保護者面談の際の発言、電話対応の際の発言から、経験値の浅さは表れているが、それは当該教員に帰責すべきものではなく、チームとして補い合うべき事柄であり、本事案においては、学校として、経験の浅い教員への支援や指導助言が不足していたと言える。
7. 事案①後、最初の欠席が始まったが、欠席の連絡が入った時に、もっと被害児童に寄り添い話を聞くことができたはずである。日々の連絡が不足していたように感じる。家庭訪問も行い、対面で話を聞く場面も必要であった。その意味で、被害児童に寄り添った対応になっていたとは言えない。被害児童に「あなたのことを一番心配していますよ」という気持ちが伝わるような言葉、誠意を伝え、頼って良いのだと思わせる学校側からの働きかけが不足していたと言わざるを得ない。
8. 「学級崩壊」に近い状態になっていたことから、いじめはいけないという土壌や学級風土の構築ができていなかった。様々な手段を講じ、早い段階で学級の立て直しを図るべきだった。
9. 事案①の後、休み時間の見守り等の体制を組んでいたことは評価できるが、事案③までの間も些細なことも含め日々トラブルがあったのではと考えられる。こうした状況下では、なおさら、体育など児童の動きを担当ひとりで把握が難しい教科に関してなどで、他の教職員をサブで授業につける等の体制を組むことは必要であった。

保護者要望③ 今後いじめを重大事態化させないための未然防止策の具体化

令和4年3月14日に開催した第3回いじめ問題調査委員会において、経験豊富な教員の協力を仰ぎ、いじめを重大事態化させないための未然防止策について、検討を行った。日々悩みつつ、児童らに向き合っている若手教員に向けての意味も含めて、以下具体的なアドバイスとして提示する。

1. いじめ事案に限ったことではないが、児童間のトラブルや保護者の対応など、教員

個人の力量で解決することではない。必ず学年の他の教員をはじめ管理職に相談し、場合によっては支援会議にかけながらチームで取り組んでいくのが原則。その都度話し合いをもって、支援方針や役割分担を行ったうえで対応すべきである。

チームで対応することは普段から当該学校でも実践されているとは思いますが、特に事例③の対応は、担任ひとりで動いていたように思える。教育相談コーディネーターにも詳細が伝わっていない様子で、支援会議等を頻繁に開くなど、学校としての指導方針や対応が検討された様子が伺えない。学校としての指導方針や様々な対応が決まっていなかったため、担任が被害児童保護者に連絡した際、保護者から問われても、うまく伝えることができなかったのではないかとと思われる。

2. 今回はいじめが原因とされる不登校事案で、本被害児童は、結果的に転出することになってしまった。欠席がある場合には、その欠席の原因等を丁寧に聞き取り、分析を行い、長期化する前に、その児童に寄り添った毎日の連絡や家庭訪問は必要なことである。
3. 日頃からどんな些細なことでも近くにいる教員と話をすること。その相談や情報共有ができる関係性が大切。日々のコミュニケーションの繰り返し、まずはそこから。日々の積み重ねが、大きな事案が生じた際に生きてくる。
4. アンケートに「先生に言えなかった」との記載があった。授業中の小さな変化を見逃さないために、授業作りが大切。笑顔で接することも大切だが、学級の児童と一日一回は話す、あるいは声をかけることを心掛けるといい。授業のちょっとした返しも含めるとできる。話すのが苦手な子もいるので、たまに文書に書いてもらう機会の設定も必要なこと。
5. 今回の事案では、関与児童保護者と担任・学校側がもっと話す機会を持つことが必要だった。関与児童保護者の対応は、時に難しい場合もあるが、根気強く対応し、関与児童にもその保護者にも寄り添って、「児童の健全な育成のために、同じ方向を向いていきましょう」というメッセージを伝え続けることが大切。
6. 被害児童と関与児童を会わせる謝罪の機会を持つタイミングは難しい。早い終結を求めがちであるが、関与児童が謝ることを誘導されて表面上謝らされている状況になってしまうのでは謝罪の機会の意味をなさない。関与児童を責めるのではなく、しっかり話を聞いて、原因や理由を丁寧に聞き取ってあげることが必要。関与児童に対しても「あなたのことも思っている。今後のことを思っている」ことが伝わるように丁寧に対応することが大切。

7. 本事案においては、児童同士が、お互いに誤解をしていることがあったが、その誤解を解く対応が必要だった。その誤解が解けなければ、教員の指導は児童の気持ちにはなかなか入っていかない。
8. 「だめなものはだめ」という正論で迫る指導も必要であるが、児童一人ひとりの心に響く言葉で指導する必要がある。普段からの児童一人ひとりとの関わりの中で児童を理解し、その子の心を理解したうえで、その子の気持ちに入る話をするべきである。関わりのある児童全体に対する一斉指導だけではなく、個別の働きかけも必要である。この二つを重ねていくことが大切。
9. 事案②の関与児童たちを指導した際、指導のポイントが明確でなかった気がする。被害児童が「あれははじめです」と言っているが、もっと丁寧に聞き取り、「何が嫌だった」のか、「何が怖かった」のかを明確にする必要があった。関与児童らを指導する際、教員の価値観で指導するのではなく、被害児童の思いを関与児童らにわかりやすく伝えるべきだと考える。

保護者要望④ アンケート調査の詳細な内容

本会は、市教委に対して、「逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査報告」5頁・6頁に記載があるアンケートの提出を求めた。(i) 毎年11月に実施している学校生活に関するアンケート及び(ii) 令和3年3月第2週に当該学級の児童を対象に行った「学校生活アンケート」の2種類である。本調査委員会内で、記述内容をすべて確認したところ、本事案に関係して、被害児童について記述しているものが一部あり、その記述内容は、報告書5頁・6頁で紹介しているとおりであった(なお被害児童への苦言の記述も数件記載がある)。

保護者要望⑤ 教育委員会の時系列での動き

本会における検討を開始するにあたって、時系列の整理が十分とは言えなかった。そのため、本会では、関係書類等の検証及び関係者のヒアリングを行うことで、再度時系列を確認したうえで、検証を行った。

III 各調査委員からの意見(専門的見地から)

○A委員から

本答申のはじめに及び本答申において本会としての意見提示を行っているところであるが、まずは、法律特に行政法の専門的見地から付言しておく。

当該事案は、法律による行政の原理の視点からすれば、市としてのいじめ防止基本方針が策定されていなくても、法の精神・手続（ガイドラインも提示されている。）に則り、いじめ調査等の法的手続を進めるべきであった。むしろ、直ちに指針を策定して対応すべきことである点は改めて指摘するまでもない事柄であるが、方針策定に時間を取られている点、こうした法律の理解、法解釈の観点から庁内的に法務部局との連携が十分行われていないのではないかと疑問が残る。

加えて、行政の一般法原理としての説明責任の原則を果す意識の組織的欠如である。被害児童及びその保護者、関与児童及びその保護者らに対して、迅速な事案及び経過説明を重ねていけばこのような大きな対立構造は生じなかったものとする。なお、説明責任の原則の履行とは、行政側が自らの見方を一方的に説明するというものではない。

実は、事実は立場や見方によって多様なものである。それぞれの立ち位置からすれば、事実は様々な見方がなされ、感じ方もそれぞれ異なる。子どもたちの事実の見方・感じ方を丁寧に聞き、尊重し、教員側の一方的な事実の見方・感じ方を子どもや保護者らに提示するのではなく、子どもや教員や保護者らのお互いの見え方・感じ方を伝え合い、それを尊重した短期、中期、長期の歩み寄り方を模索する過程こそが教員、学校、市教委側に求められたことなのではなかろうか。そして、本いじめ事案等に関しては、一つの正解、解決策があるものではない。行政側の模索の過程を、保護者に随時説明することが必要なのである。本いじめ事案において、委員として記録を丁寧に読み込み、ヒアリングを重ねる過程で、特に市教委が本事案解決に積極的に動いていることが見てとれた。しかし、こうした動きはほとんど保護者に伝わっていないこともわかった。過程を説明することの重要性を組織全体で再認識されたい。

次に、私の関連専門分野である教育と福祉の観点からである。両分野の交錯の点に触れる。本事案では、教員、学校側が、目の前の子どもたちに「指導」しなくてはならないという規範に縛られ、いじめはだめであるとの言葉での指導は繰り返している。しかし、欠如していたのは、こうした強い上からの言葉による指導ではなく、福祉的な視点だったのではないかと思わざるを得ない。子ども側の視点で、子ども側の様々な立ち位置から、本事案を観察し同じ立ち位置に立ってみることはなされていないように思える。

コロナ禍の状況下での様々な家庭環境や子どもたちの不安等に思いを馳せ、子ども一人ひとりを支え、寄り添う姿勢が欠如していたと思わざるを得ない。被害児童と関与児童という二分法ではなく、被害児童への支援はもちろんのこと、関与児童への継続的丁寧なフォローは必須である。関係クラスメイトに非難が行かないよう、学校下で起きた事案は学校の責任であるとの意識を教員・市教委全員が有し対応することが今後も重要である。確かに、コロナ禍で学級作りが十分できなかった中で起きた事案であったこと、従前の対面での学級作りの時期や方法がとれなかったという点は考慮したとしても、そうだとするならば、一層児童等に係る人的配置を厚くし、学校に関わる多種の専門職や外部の専門職や機関との連携・協働体制を密にして、子どもたちの心のフォローが必要であったと考える（なお、子どもたち寄り添っていくためには、福祉、保健・医療、法

律等様々な学問分野からの知見を習得していくことが教員には求められよう。そしてそのための勉強会や研修等も一層必要であると考え。。

そして、これらは、個々人の教員のみを求めるべきではなく、学校というチーム、市教委としてのチームで対応していくべきものである。

最後に、いじめ問題に関して、いじめの被害者、保護者、支援者、弁護士らによってなされた宣言（令和4年3月13日謝罪表明を求める集会アピール。謝罪表明を求める集会参加者一同）がある。「謝罪表明と再発防止を求める権利の宣言～学校におけるいじめや暴力から子どもの命と尊厳を守るために～」というものである。

今後の再発防止の観点から重要な宣言であると考えるのでここに提示する。

安全だと信じてゆだねた学校で思いもよらないいじめ・暴力・侮辱・からかい・排除など（以下「いじめや暴力」とする。）をうけて自死する児童生徒が跡を絶たない。私たちは学校における「いじめや暴力」によって自ら命を絶たざるを得なかった児童生徒の被害者家族及びこれを支援する集会参加者である。

学齢期にあたる年齢階級別15歳から19歳までの死因第1位は、「自殺」で年間457人、全死亡者の31.2%に及ぶとされる（厚生労働省統計）。このうち学校で受けた「いじめや暴力」に起因した自死件数の割合は相応に高い。さらに学校における「いじめや暴力」の件数は毎年増加し続けている（文部科学省統計）。

児童生徒が自死に至る経過を心理学的に解明すれば、概要、学校での「いじめや暴力」によって尊厳を著しく踏みにじられて、学校という閉じた集団の中で冷徹かつ徹底した疎外と孤立に苛まれながら、自死以外にはこの苦悩から抜け出す道はないと思いつめることによるとされる。

「いじめや暴力」によって孤立と絶望の中にある児童生徒の命を守るためには、当の児童生徒に、いったんは踏みにじられた尊厳を回復させ、孤立と絶望の中から自らの力で抜け出す道筋のあることを示し、生き抜くための希望と力を保たせる確実な方策を与えなければならない。このため加害者に「いじめや暴力」を繰り返させず、その謝罪表明を得て尊厳回復を図る法制度を創設することが必須となる。

子どもの権利条約をひくまでもなく、すべての児童生徒は尊厳をもって生きる権利を有し、国はこれを万全に保障しなければならない。

しかし、現状において国は、学校における児童生徒のすべてに、この権利のあることを正確に伝えていないし、この権利を十全に保障しているとも言えない。国は、児童生徒に対して、児童生徒が「いじめや暴力」によって尊厳を侵されたときには、尊厳の回復と再発防止を求める権利があること、被害にあった児童生徒は加害者に対して謝罪表明と二度と加害行為を繰り返さない約束を求めることができかつこれを守らせる具体的な権利があること、さらにこれらの権利のあることを学校において常時掲示すべきことを制度化する必要がある。

私たちは、国に対して、学校における「いじめや暴力」から子どもの命と尊厳を守るために、これらの権利について、速やかに法制化するよう要請する。」

(以上、原文のまま)

上記宣言は、国に対しての要請であるが、自治体に対しても同様のことが求められよう。

○B委員から

学校は同年代の人が多く集う集団である。学級のみなは同じ年齢で、同じ時間に登校し、同じ形の机や椅子やロッカーを使い、同じ教科書を持ち、先生の板書を同じように書き写し、同じ体操服を使い、同じ給食を食べ、同じ時間に下校する。

一日を通してみんなが同じことをしているように見えるが、実はその中で一人ひとりが違った考えを持ち、得手不得手も人それぞれで、性格や相性も違う。

一人ひとり毎日みんなと同じことをしながら、自分と他人との違いを日々発見している。時には考え方の違いや期待外れな相手の態度から意見が衝突することもあるであろう。しかし、その違いをお互いに認め合うことこそが、より良い人間関係の形成に必要だと考える。

そのために必要になるコミュニケーション力が①同調力、②自己主張力、③共感力の三つだと言われている。

同調力とは、他者に調子を合わせること。

自己主張力とは、自分の考えをはっきり示すこと。

共感力とは、他者と感情を共有すること。

重要なのは三つのコミュニケーション力が個人の中でうまく調和していることであるが、大抵の人には偏りが見られる。

問題なのは、その偏りによってお互いの力関係に優劣が生じた場合、いじめ問題に発展する危険性がある点である。自己主張力は、集団の中ではリーダー的な立場になるのに必要であるが、共感力の弱さが加わると相手を無理やり従えようとする力が発生してしまう。一方で、三つのコミュニケーション力のどれもが弱いと周囲からは何を考えているのか理解されづらく、集団の中では弱い立場となる。発達特性を持つお子さんが学級にいる場合は特に注意が必要である。

不幸にもいじめ問題が学級に発生した場合、いかに被害を最小限にとどめるかが課題となる。その時に頼りになるのは共感力の強いクラスメイトの存在である。いじめの存在を教師に報告してくれる期待が持てるだけでなく、自己主張力も併せ持っていれば仲裁者として機能してくれることが期待できるからである。逆に事態悪化に繋がりやすいのが同調力のみが強い、いわゆる“お調子者タイプ”が傍観者にいる場合である。共感力の低さから心ない言葉で囃し立てる存在となり得るからだ。

教師は学級担任を中心に、このような一人ひとりの個性をしっかりと把握した上で、改善点についてはその子の性格や能力に応じた指導をする使命がある。誰もがお互いの個性を認め合える学級作りを目指すことが、いじめ発生の未然防止に役立つのだと考える。

○C委員から

本事案が発生した時期、児童たちは、コロナ禍に不安を抱えながら学校再開を迎えて新しい生活を頑張ろうと努めていたが、コロナ禍で様々な活動が制限され、学校生活のストレスや不安は、通常よりも高くなっていたことが推測される。こうした、ストレスや不安の高い状態では誰かを責めたり批判したりすることに繋がりやすい。転校生の被害児童は新しい学校生活を一生懸命に頑張っていた様子が伺える。しかし、専門的見地から被害児童のコミュニケーションの力などを伸ばす個別の通級指導はなされていなかった。

また、事案の経過を辿ると、コロナ禍の感染予防や公衆衛生を徹底している中で、被害児童の言動に敏感に反応する児童たちが存在している。

学級の中に落ち着きのない言動の見られる児童や、そのような様子についていけない児童もいたことが推測されるが、例えば小学校低学年に指導する「ふわふわ言葉」や「ちくちく言葉」のような児童の自己肯定感に影響するコミュニケーションのあり方を学級全体で指導徹底するとともに、コロナ禍の様々な感染予防や公衆衛生の観点から、子どもたちが、安心して生活できる学級全体のルールや個別の留意事項をあらためて明確にすることが大切であった。

コロナ禍の休校から学校再開後の学級作りは、教職員一人ひとりが様々な配慮されていたこともわかるが、コロナ禍でストレスや不安を抱えやすい児童たちに丁寧に声をかけて学校生活への期待や不安を共有し、児童一人ひとりと信頼関係や学校生活の目標をつくることが大切であった。

また休校中の児童たちの意欲の低下や生活習慣の乱れなどから、児童たちの様子や学校生活への不安が大きくなった保護者もいたことが推測される。学校は、保護者や家庭と定期的に連絡し合い児童たちの「できていること」に目を向けて一緒に認めること、「できていないこと」を整理して「頑張れること」「自信を持てること」を一緒に確認することや作ることも大切である。

教職経験の年数に関わらず、学級担任と児童たちの「教える、教わる」関係が維持できなくなると児童たちの学校生活への意欲は一気に低下する。児童たちの学校生活への意欲を保障するために、学級担任のみならず、学年や関係する教職員、管理職皆で児童一人ひとりを指導や支援することが重要である。すなわち、学級担任の指導力を向上させるとともに、学校全体での児童支援や指導体制の見直しが不可欠といえる。その際、児童に携わる様々な専門職と連携して支援を考えること、保護者や家庭と協力して大切な児童たちと一緒に育てることをあらためて自覚することが大切だと考える。

○D委員から

教職員は、子どもにいじめの兆候や変化が見られたときは早期に対応していくことが求められるが、並行して保護者などにいじめの対処方針や指導計画などの情報を積極的に公表し理解や協力を求めることも重要な点と考える。

直接対応する教職員の方々には、それぞれの児童や保護者に対して丁寧な聴き取りや寄り添う姿勢を心がけることが、学校としては組織的な体制を整え情報を積極的に公表していく対応を心がけることが求められていると考える。

■終わりに

市教委から諮問された事項に対する、本会の答申は以上のとおりである。

いじめを受けるたびに計り知れない心理的苦痛を感じていたことに対して、本人及びご家族の心中お察し申し上げます。

逗子市は、県内他市町の施行に大幅に遅れ、令和3年10月に逗子市いじめ防止基本方針を策定した。この間、今回諮問されたいじめ事案のような、いじめ重大事態として挙げられたものはなかったものの、各学校でいじめと認知できる事案は必ずあったはずである。今回の事案は、当初方針がない中で、学校と市教委間で迅速かつ統一的な対応ができなかった面は認めざるを得ない。今後は、昨年策定された方針に基づき、いじめ重大事態の再発防止に努めるとともに、いじめ事案が発生した場合には、迅速かつ適切な対応を求めたい。

今回、令和2年度中に逗子市立小学校で発生したいじめ重大事態に対しては、本会は、「はじめに」で記載したように、市教委が作成した「逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査・報告」に対して、それぞれの専門的学問分野の見地から、批判的検討を踏まえて、何よりも子ども視点で徹底的に検証を行った。

本答申において、本会としては、学校と市教委のこれまでの対応に対して猛省を促す一方で、では具体的にどうすればよかったのかとの疑問にも応えるべく、調査委員会の場に経験豊富な教員の協力を仰ぎ、現場の若手教員への具体的なアドバイスを盛り込むことにした。

現場教員の子どもたちへの見方や関わり方が変われば、教室における子どもたち同士の見方や関わり方も変わる。当該答申が子どもたちの学校での笑顔作りに貢献出来たらと願っている。

本被害児童の保護者が、意見陳述の場で、本件関与児童とその保護者らに対して、同じまちに住んでいるのだから、対立しているのではなく、いつか挨拶して、会話を

交わすようになればいいなと思いますよ、と最後に語った言葉が心に残っている。

教員・学校・市教委には、子ども同士・保護者同士の対立が生じないような、対立を解消するような橋渡しの役割（報告書6頁）が、今後は一層求められよう。

本被害児童の今後の学校生活が楽しいものであるように願う。

そして、いじめの根絶を目指し、学校、家庭、地域、市教委、各関係機関・団体が連携しながら、全ての児童・生徒が安全で安心に、充実した学校生活を送れるようこの答申を提出する。

なお、本答申は、直接的には市教委からの諮問に基づくものであり、市教委に対して答申として提出するものであるが、保護者の意向を最大限尊重して調査・協議を行ってきたものであり、本会から保護者に対しても、本答申の説明の機会を設けて手交させていただきたいと考えている。

■逗子市いじめ問題調査委員会委員

任期2年

	選出区分	氏名	任期	備考
1	学識経験者 (法律)	鈴木 秀洋	令和3年12月13日～ 令和5年12月12日	
2	学識経験者 (医療)	宮村 正和	令和3年12月13日～ 令和5年12月12日	
3	学識経験者 (心理)	竹居田 幸仁	令和3年12月13日～ 令和5年12月12日	
4	学識経験者 (福祉)	原 和子	令和3年12月13日～ 令和5年12月12日	

〈別添資料〉

- ①逗子市立小学校で発生したいじめに関する調査報告〈2021年(令和3年)11月〉
- ②令和3年4月26日付逗子市長あて所見
- ③令和4年3月11日付いじめへの対応に対する問題点、改善点について
- ④第3回いじめ問題調査委員会〈令和4年3月14日開催〉における保護者陳述要旨